

2023年10月30日

各位

山形県山形市旅籠町三丁目2番3号
株式会社 きらやか銀行

預金等規定の改定について

株式会社きらやか銀行（本店 山形市 頭取 川越 浩司）では、「諸届の Web 受付」の開始に伴い、下記のとおり預金等規定を改定いたします。

改定後の規定は、当行ホームページに掲載しております。印刷した規定の交付をご希望の場合は、当行本支店窓口へお申し出ください。

記

1. 対象となる預金等規定

- | | | |
|------------|---------|------------|
| ・普通預金規定 | ・総合口座規定 | ・決済用普通預金規定 |
| ・決済用総合口座規定 | ・貯蓄預金規定 | ・納税準備預金規定 |
| ・通知預金規定 | ・定期預金規定 | ・積立定期預金規定 |
| ・財産形成預金規定 | ・定期積金規定 | ・譲渡性預金規定 |

2. 改定日 2023年10月30日(月)

3. 主な改定内容(例:普通預金規定)

普通預金規定について、以下の条項を改定いたします。
普通預金規定以外の規定についても、同様の改定を行います。

Web による届出事項変更受付開始に伴い、以下の条項を変更いたします。
(下線部分が改定箇所)

7. 届出事項の変更、通帳の再発行等

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出てください。
- (2)～(4)略

※当行所定の方法 書面・webによる届出。

以上

じもとグループは
SDGsに賛同しています



本件に関する問合せ先
事務部事務課 担当:福原、村田
023-631-0001(代表)